

京都市立元町小学校他 126 校受水槽・高架水槽の外観及び水質検査仕様書

教育委員会事務局教育環境整備室

(担当 山本・脇 222-3796)

本件は、水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づき、京都市立元町小学校他 126 校の受水槽・高架水槽（以下、「貯水槽」という。）の簡易専用水道の管理に係る検査（以下、「定期検査」という。）を実施するものである。

定期検査の実施は以下によるものとする。

1 実施期間は、契約の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2 検査対象校は別紙 1 による。

なお、検査対象校における貯水槽の数量等が別紙 1 と相違する場合は、教育委員会事務局教育環境整備室（以下、「教育環境整備室」という。）と協議し、許可を受けてから実施すること。

3 受託者は、本市区域において水道法第 34 条の 2 第 2 項の登録を受けていること。

4 受託者は、契約の日の翌日から 2 週間以内に定期検査の実施計画書を教育環境整備室に提出すること。

5 定期検査の方法等は、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（厚生労働省告示第 262 号）」による。

6 検査実施における留意事項

（1）検査実施日について、学校側と事前に日程調整を行ったうえで、検査日程表及び検査実施者名簿を教育環境整備室に提出すること。

（2）検査を実施する際は、検査員の所属検査機関名、氏名等を記載した身分証明書を学校長又は教頭又は当該施設の管理担当者に提示し、実施の許可を受けるとともに、学校長又は教頭又は当該施設の管理担当者の立会のうえ検査を実施すること。

（3）検査の実施にあたっては、児童・生徒に危害を及ぼすことがないように、また、建物及び付帯設備等を破損・滅失することがないように細心の注意を払うこと。万一、事故が発生した場合には、受託者の責任において損害を賠償すること。

7 受託者は、定期検査終了後、検査結果に係る報告書を 2 部作成し、学校及び教育環境整備室に提出すること。

8 検査の結果、修繕を要する事項がある場合は、別紙 2「令和 8 年度水質検査不備事項一覧（各校分及び全校分）」に記載し、電子データ（マイクロソフト社エクセル形式）にて教育環境整備室に提出すること。

9 その他詳細については、教育環境整備室の指示による。

(別紙 1)

番号	学校名	受水槽数	備考
1	元町小	1	
2	上賀茂小	1	
3	柊野小	2	
4	大宮小	2	
5	元雲ヶ畑小中	1	
6	待鳳小	1	
7	鳳徳小	1	
8	紫竹小	1	
9	鷹峯小	1	
10	紫明小	1	
11	紫野小	1	
12	元柏野小	1	
13	衣笠小	2	内プール用受水槽 1
14	金閣小	1	
15	大將軍小	1	
16	西賀茂中	1	
17	加茂川中	2	
18	旭丘中	1	
19	紫野高	2	
20	北総合支援サテライト施設	1	
21	室町小	1	
22	京極小	1	
23	新町小	2	内プール用受水槽 1
24	西陣中央小	2	内プール用受水槽 1
25	乾隆小	1	
26	翔鸞小	1	
27	仁和小	2	内プール用受水槽 1
28	正親小	1	
29	二条城北小	2	内プール用受水槽 1
30	烏丸中	1	
31	上京中	1	
32	嘉楽中	1	
33	二条中	1	
34	北総合支援	1	
35	元待賢小	1	
36	元聚楽小	1	
37	御所東小	1	
38	御所南小	2	内プール用受水槽 1
39	高倉小	2	内プール用受水槽 1
40	洛中小	1	
41	朱雀第一小	1	
42	朱雀第二小	1	
43	朱雀第三小	2	内プール用受水槽 1
44	朱雀第四小	1	
45	朱雀第六小	1	
46	朱雀第七小	1	
47	朱雀第八小	1	
48	北野中	1	
49	朱雀中	1	
50	中京中	1	
51	松原中	1	
52	西ノ京中	1	
53	西京高附属中高	1	
54	元銅駝美術工芸高	1	
55	堀川高	1	
56	元生祥小	1	
57	元西陣小	1	
58	洛央小	2	内プール用受水槽 1
59	下京渉成小	1	
60	元淳風小	1	
61	梅小路小	1	
62	光徳小	2	内プール用受水槽 1
63	七条小	1	
64	西大路小	1	
65	七条第三小	1	
66	洛友中	1	
67	元成徳中	1	
68	下京中	1	
69	七条中	2	内プール用受水槽 1
70	元有隣小	1	

(別紙 1)

番号	学校名	受水槽数	備考
71	開晴小中（本校舎）	1	
72	開晴小中（六原学舎）	1	
73	東山泉小中（東学舎）	1	
74	東山泉小中（西学舎）	1	
75	東山総合支援	1	
76	元月輪小	1	
77	元今熊野小	2	
78	日吉ヶ丘高	2	
79	元有済小	1	
80	九条弘道小	2	
81	九条塔南小	1	
82	南大内小	2	内プール用受水槽 1
83	唐橋小	1	
84	元陶化小	1	
85	元東和小	1	
86	元山王小	1	
87	凌風小中	1	
88	吉祥院小	1	
89	祥栄小	2	
90	祥豊小	1	
91	上鳥羽小	1	
92	大藪小	1	
93	久世西小	2	
94	八条中	1	
95	九条中	1	
96	洛南中	2	
97	久世中	1	
98	北総合中央分校（元格致小）	1	
99	明德小	1	
100	岩倉南小	1	
101	岩倉北小	1	
102	八瀬小	1	
103	市原野小	1	
104	元鞍馬小	1	
105	花背小中	1	
106	錦林小	2	内プール用受水槽 1
107	第三錦林小	1	
108	第四錦林小	2	
109	北白川小	1	
110	養正小	1	
111	養徳小	1	
112	下鴨小	1	
113	葵小	2	
114	修学院小	1	
115	上高野小	2	
116	修学院第二小	1	
117	松ヶ崎小	2	内プール用受水槽 1
118	岡崎中	1	
119	下鴨中	1	
120	近衛中	1	
121	修学院中	1	
122	洛北中	1	
123	東山総合支援サテライト施設	1	
124	下京雅小	2	内プール用受水槽 1
125	楊梅幼	1	
126	開建高	2	
127	堀川音楽高	1	

令和8年度 水質検査不備事項一覧(各校分)

番号	学校名	場所	不備内容	備考
例	●●小	本館東側高架水槽	高架水槽マンホールのパッキンが劣化しているので取り替えて下さい。	
例	●●小	受水槽(校舎西側)	受水槽通気管の管端部に防虫網を取り付けてください。	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

・不備事項は、1件ごとに1行記載すること。
 ・「令和8年度水質検査不備事項一覧(各校分)」は、各校ごとに電子ファイルを作成し、それぞれ電子データにて提出すること。

令和8年度 水質検査不備事項一覧(全校分)

番号	学校名	場所	不備内容	備考
例	●●小	本館東側高架水槽	高架水槽マンホールのパッキンが劣化しているので取り替えて下さい。	
例	△△中	受水槽(北校舎東側)	受水槽通気管の管端部に防虫網を取り付けてください。	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

・不備事項は、1件ごとに1行記載すること。
・「令和8年度水質検査不備事項一覧(全校分)」は、全校分の不備事項一覧をまとめて記載し、電子データにて提出すること。